

重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチーム【報告】

I. はじめに

札幌市において重度身体障がいのある方が地域で生活するうえで十分な支援を受けられない実情があり、令和 5 年(2023 年)6 月～令和 8 年(2026 年)6 月に札幌市自立支援協議会 有期プロジェクト「重度身体障がい者(重複含む)の地域生活に関するプロジェクト(以下重度 PJ と称する) チーム」を立ち上げた。

札幌市内で生活する重度身体障がい者の課題を深く掘り下げ、その日常生活の実態を明らかにし、今後のさっぽろ障がい者プラン等(障害者福祉計画および障がい福祉計画、障がい児福祉計画)への提言や、課題解決へ向け、重度 PJ チームが実施した取り組みについて報告をする。なお、本重度 PJ チームが対象としている重度身体障がい者とは、「身体障害者手帳 1 級で、障害支援区分 4 以上の方(身体障害を含む重複障害・重症心身障害の方も対象)」を想定しています。

II. 取組み内容

1. 重度 PJ の会議を毎月開催。
2. 市内の重度訪問介護利用者、重度訪問介護事業者および、相談支援事業者への重度障がいがある方の生活に関するアンケート調査の実施。
3. 「重度訪問介護の非定型支給申請」によって支給量が不足して困っていた利用者が、どのように生活が改善されたかなどを、相談支援専門員、障害福祉サービス事業者、障がい当事者、審査会委員などを交えて振り返りを行う。
4. 札幌市の障がい福祉課や各区保健福祉課で、支給決定に関わる方と、書面だけではなく、実際の利用者の生活を、相談支援専門員、障害福祉サービス事業者、審査会委員同席のもと、数件の訪問視察を行う。
5. 相談支援専門員、各区保健福祉課、障がい福祉課、審査会委員には、重度の障がいを持つ方の介護の必要性について、よくわからないという方も多いため、利用者の実生活を知るための研修会を実施。
6. 上記 1 から 4 の取組みの結果を取りまとめ、重度障がいがある方の地域生活について、さっぽろ障がい者プランへの提案を行う。

III. 具体的な取り組み内容・課題・成果

1. アンケート調査

1). 調査の目的

札幌市自立支援協議会では、重度身体障がい者の地域生活を送る上での困りごと等の課題

に対する取り組みをすすめるために、令和5年(2023年)6月、重度PJを立ち上げ、重度身体障がい者の地域生活を支える障害福祉サービスである「重度訪問介護（非定型の支給決定を含む）」を中心とした実態を把握のため、「相談支援事業所」「重度訪問介護（居宅介護）事業所」および「当事者の方たち」を対象としたアンケート調査を実施した。

2). 実施期間

令和6年(2024年)1月26日～2月29日

3). 調査対象

札幌市における①「相談支援事業所」、②「重度訪問介護（居宅介護）事業所」および③「当事者の方たち」。なお、①②については、事業所の代表者による回答とした。
※本調査における重度身体障がい者とは、「身体障害者手帳1級で、障害支援区分4以上の方(身体障害を含む重複障害・重症心身障害の方も対象)」とした。

4). 実施方法

「相談支援事業所」、「重度訪問介護（居宅介護）事業所」はメール配信による依頼を行った。「当事者の方たち」については、事業からの案内及び当事者関係団体の協力（機縁法）を受けて実施した。調査は、google formからの回答を基本に、エクセル、印刷用紙での回答も可能とした。

5). 対象と回収数

「相談支援事業所」は132事業所を対象として、42件の回答を得られた。回答率は約32%であった。「重度訪問介護（居宅介護）事業所」は61事業所を対象として、12件の回答を得られ、回答率は約19%であった。なお、当事者については、回答率の算出は行わない。

相談支援事業所	重度訪問介護事業所	当事者
42 (32%)	12 (19%)	26

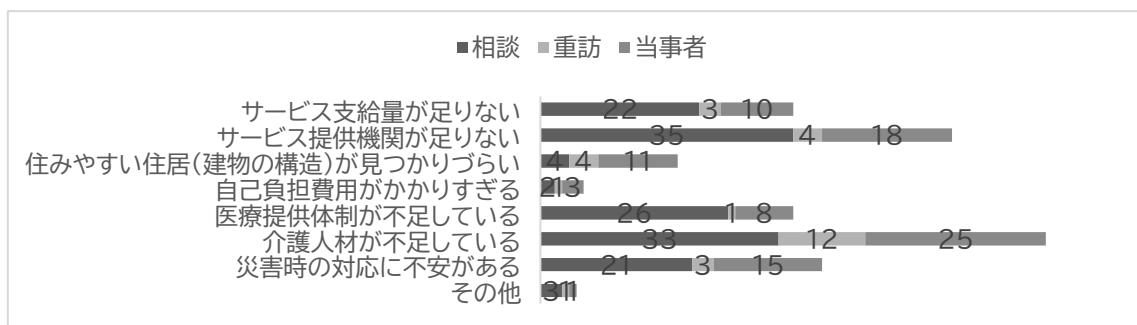
各回答数（回答率）

6). 倫理的配慮

アンケートは、重度PJにおける目的以外で使用しないこと、公表の際は個人が特定されないよう十分に配慮することを伝え、実施した。

7).3 区分集計結果（抜粋）

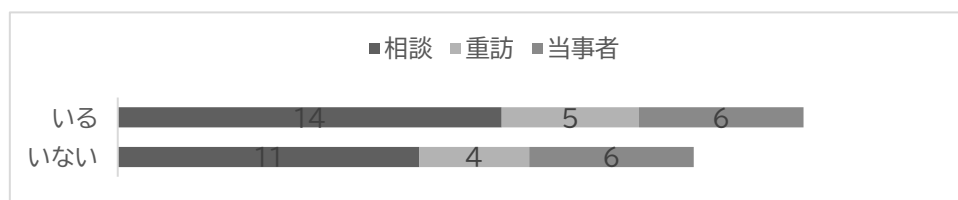
- ・重度身体障がい者が地域生活を送るために、特に課題となっていると考えるものは何か？（複数回答）



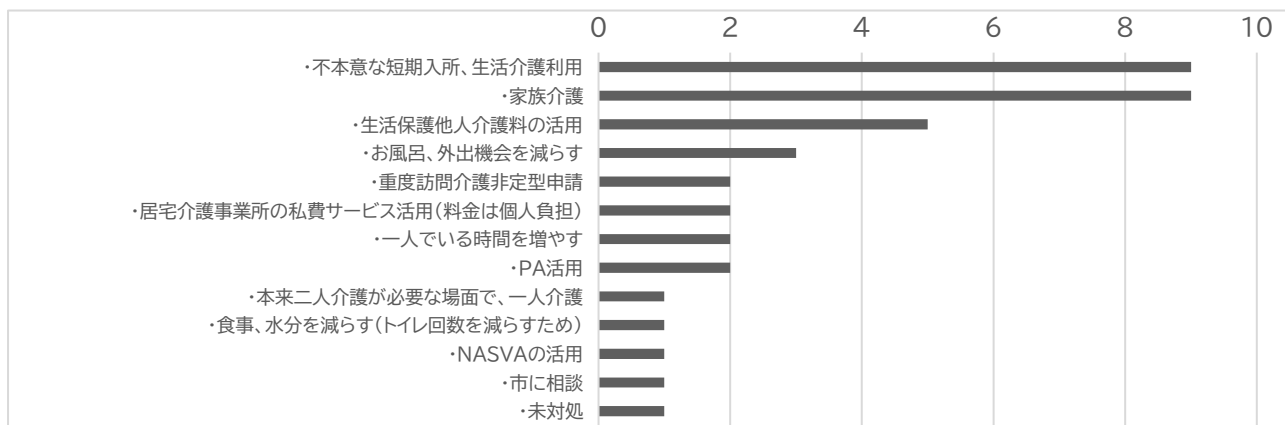
- ・事業所に医療的ケアの提供できる機関とのネットワーク体制（単回答）



- ・現在の「重度訪問介護」の支給量では足りないと感じる（利用者はいる）か？（単回答）



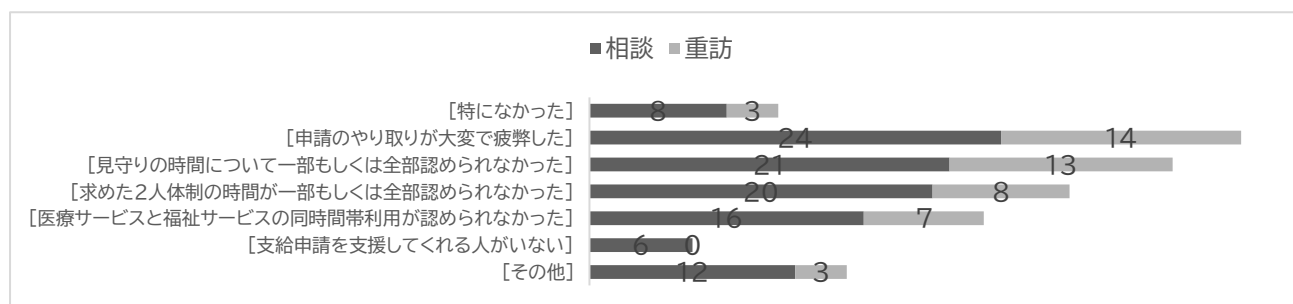
- ・重度訪問介護の支給量が足りない場合にどのように対処しているか？（どのような地域資源を活用しているか、やむをえない手段を含め）（記述）



・ 重度訪問介護における「非定型支給」の制度を知っているか？（単回答）



・ 重度訪問介護「非定型の支給決定」の申請を進めていくうえで、課題と思うこと（対応したケースについて、項目ごとに該当者数を選択）



8). 重度身体障がい者の地域生活に関するアンケート結果に対する所感・意見交換

重度PJメンバーより、アンケート結果についての所感を得た。回答者は4件であった。内容ごとに整理したところ下記のように整理された。（項目のみ抜粋）

- 人材やサービスといった資源の不足
- 決定支給量と満足度の解釈
- 支給量決定に時間がかかる
- 事業所の支給申請負担
- 医療的ケアに関すること
- 緊急時等における不安
- 重度訪問介護利用希望の現状の解釈
- その他
- 重度訪問介護非定型申請の理解

9). 総合考察と提言に向けて

本調査の回答率は、「相談支援事業所」約 32%、「重度訪問介護（居宅介護）事業所」約 19%であった。回答率が高いとはいえない状況であったが、具体的な実態の参考資料とすることはできたと考えられる。また、実際に重度訪問介護にかかわっていない場合は、回答がされにくくなっていると考えられる。

地域生活に関する課題としては、人材不足、事業所不足といった点が高くなっていた。サービス支給量の不足も挙げられており、必要なサービスについて、十分な提供がされているととらえられていないことがうかがえた。これは全国的な課題でもあると考えられる。また、相談支援事業所の中には利用者の支給量の問題と、ヘルパー不足の問題を整理できていない事業所も散見されたため、課題がどこにあるのかを整理していくことも必要である。障がい当事者はサービス量よりも対応してくれる事業所数が不足していることを問題視していた。

加えて、災害時の不安や、医療提供体制の不足といった内容についても課題を感じており、

地域で安心して暮らすための環境整備が求められている。医療的ケアに関するネットワークについては、特に相談支援事業所は半数以上が持ち合わせていなかった。必要に応じた支援をスムーズに進められるような体制整備が求められる。加えて、医療的ケアが提供可能な事業所も限られているため、ネットワーク形成の難しさも考えられる。

支給決定について、時間数が「みなし」でもすぐに認められることを希望している方が多くいた。緊急時などの場合も条件を満たせば、一定期間だけでも時間数がすぐに増えるような仕組みも検討できるとよいかもしれない。

現在重度訪問介護を提供している中で、支給量が足りない利用者がいると考える事業者は回答の半数を超えており、支給量の現状において、安心した地域生活を送れていない方が、一定数存在することが示唆された。また、不足を補う際には家族が介護を行ったり、希望しているわけではないが、短期入所や生活介護を活用して過ごしている回答が多くなっており、本人の希望を尊重した地域生活に支障をきたしている点もうかがえた。一方で、重度訪問介護を受けている当事者で支給量が少ないと思っている割合が全体では多いわけではなかった。ただし、重度訪問介護そのものの支給者が多いわけではないことも解釈にあたっては留意が必要である。なお、重度訪問介護の非定型を申請した方の満足度は高い印象を受けた。

重度訪問介護の非定型の仕組みについて十分に知らない回答者も一定程度存在しており、仕組みの周知を行うことの必要性がうかがえた。また、利用にあたっての生活の変化については、一部変わらなかったとの回答が見られたが、多くは生活の質が向上していた。一方で、申請の煩雑さ、求めている内容が評価されないなどの課題も確認された。

また、困りごととして、生活の場所が限られていることや生活を行う上での課題も挙げられた。自立生活を希望していても、車いす等で生活が可能な物件や就労先が限られてしまい、生活を断念せざるを得ないとの意見、通所を利用していた場合も体調不良等の際の対応の難しさに関する意見などもみられた。

以上を踏まえた提言に向けたポイントとして、

・ **重度訪問介護に関する情報提供体制の充実**

→制度の利用人数が多いわけではないものの、重度の障がいがある場合、地域でそのひとらしい生活を送るために重要な制度であり、的確な情報が求められる。

・ **その人らしい生活が送れるためのサービス支給量の充実**

→災害時や緊急時の対応、医療的ケアを必要とする人への対応・連携、地域資源についても、不安や不足を感じる回答が多く見られており、それらを解消するために、地域資源を整えていくことも求められる。

家族による介護に一部または全部を頼っているケースもみられるが、本人を中心にとらえた際、家族に頼らずとも生活できる環境（制度や生活環境など）が整っている必要がある。親亡き後の課題解消にもつながる点である。

・ **重度訪問会の非定型支給の仕組みに関する理解の促進**

→重度訪問介護の非定型支給の仕組みそのものが十分に浸透していないため、必要な際に検討できるよう理解を広めておく必要がある。

・ **重度訪問介護の非定型支給申請にかかる手続きの負担の解消**

→特に相談支援事業所においては、煩雑な手続きであるものの、支援が報酬につながらない内容も多く含まれているなど、負担に感じることが多くなっており、その解消が求められる。

・ **人材・サービス提供事業所等資源不足の解消**

→全国的な課題でもあるが、札幌市においても継続的な課題解消に向けた取り組みとなるよう、様々な機関が連携・協力していくことが求められる。（ヘルパー課題ともつながる）

2. 視察訪問の実施

1). 目的

札幌市障がい福祉課の重度訪問介護支給量決定の担当職員が重度訪問介護を利用している当事者の自宅を訪問し、重度障がいのあるご本人の生活実態の視察と説明を受けることで、生活の中での工夫やどのような場面でヘルパーの介助を必要としているのかを知ってもらう。

特に「見守り」の大切さ、常にヘルパーがいないと生活ができない状態の理解を深めてもらう。

併せて、同席している相談支援専門員や介護者と重度障がい者が必要とする介助や支援に関する共通認識を深め、重度障がい者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

2). 参加者

利用者本人 Aさん Bさん

ヘルパー Cさん

介護事業所 管理者 Dさん

サービス提供責任者 Eさん

札幌市障がい福祉課 Fさん（自立支援協議会担当者）

札幌市障がい福祉課 Gさん（制度所管担当者）

指定相談支援事業所 相談支援専門員 Hさん

重度 PT 構成員 Iさん（相談支援専門員）

3). 場所

Aさん自宅 札幌市内在住

Bさん自宅 札幌市内在住

4). 開催日時

令和6年（2024年）7月31日（水）10：30～11：30

5). プログラム

- (1). A さんと参加者との自己紹介
 - (2). A さんの ADL 等の説明
 - (3). A さんの家のバリアフリー状況の視察と説明
 - (4). 入浴の 1 時間 2 人派遣の実際の動きを A さんが着衣した状態で視てもらい、介護を受ける側とする側の状況を視察する。
 - (5). 排泄時に使う可動式リフターとシャワーキャリーの説明
 - (6). その他、様々な場面（特に就寝時）に常にヘルパーがいないと困ること、「見守り」の大切さを説明する
 - (7). B さん宅へ移動
 - (8). B さんの ADL 等の説明
 - (9). B さんの生活状況の説明
- 終了

6). 背景情報

- (1). A さんの状況
 - ・ 40 歳代
 - ・ 身体障害者手帳 1 種 1 級 脳性麻痺
 - ・ 重度訪問介護 720 h / 月 区分 6
 - ・ 平成 18 年（2006 年）3 月 23 日より札幌市にて自立生活を開始する。
 - ・ ご両親とご兄弟は遠方に住んでおり、家族支援はない。
 - ・ A さんの具体的な状態
 - ◇ 脳性麻痺により両上下肢と体幹を自分の意志では動かすことができない。
 - ◇ 不随意運動が強く体幹と手足が勝手に動いてしまう。
 - ◇ 車いすに乗っているときは、腰と両手両足をベルトで何重にも固定し座位を保っている。
 - ◇ 指が勝手に動き、親指の爪で手のひらを傷つけてしまう。そのため左手の親指に布製の指サックを付けている。
 - ◇ 首から上は自分の意志で動くため電動車いすは顎でコントローラーを操作し自走している。しかし、緊張が強いときや、驚いた時は反射で誤動作がある。
 - ◇ 言語障害は日によって強いときと、薬の影響で聞き取りづらいことがよくある。特に「痛い」「かゆい」「怖い」などの時は全身に強い緊張が入り、発声自体できなくなってしまう。
 - ◇ 「目やに」と汗で目が強く痛むことが多い。タオルを濡らして清拭するなどすぐに対応しなければ、炎症やそれ以上の疾患につながる可能性がある。
 - ◇ 風邪をひいているときや引き始めのときは、すぐに服薬しなければならない。
 - ◇ 緊張を緩めるための強い薬を朝、昼、晩、就寝前に服用しているため、日中でも半分寝ているような状態になることが多く、就寝時間は夜間でないことも多い。

＜夜間＞

- ◇ 時々布団の中で大量の発汗があるため、すぐに着替えや清拭をしないと体調を崩す。
- ◇ 不随意運動により、障がいのない人よりも枕や布団がずれてしまうことが多い。
- ◇ 季節によって随時布団を増やしたり減らしたりすることがある。
- ◇ 体と布団の圧点を緩和するために足と腰の下に入れているクッションなどを体の痛みに応じて外したり、入れたりすることもある。
- ◇ 体位交換は体調によって頻繁に行うこともある。
- ◇ 後頭部などが強烈にかゆくなることがあり、患部に薬を塗ることもある。
- ◇ 就寝中に指サックが外れ、手のひらを傷つけて痛いときにはうまく発声できず、小さな声でうめくような時もある。
- ◇ 就寝後に短時間で目が覚め、車いすに移乗し、軽食を摂ったり、テレビを見たり、外出することもある。
- ◇ 不定期的な排尿はもちろん、急な排便をもよおすこともある。
- ◇ 睡眠時無呼吸症候群のため、令和5年（2023年）9月から睡眠時にシーパップを装着している。
- ◇ シーパップのマスクがずれたときにはすぐに直す必要がある。

以上のことから、夜間のヘルパーは仮眠を取ることは無く、常にAさんの状態を観察し、即座に対応することが求められる業務となっている。

7). 視察の結果

行政の感想

- ・狭いスペースの中、利用者の安全を確保しながら、支援を行っており、慎重さが求められる支援だと感じた。
- ・見守り中もシーパップの付けなおし、汗を拭く等、様々な支援を行っていることを改めて理解した。
- ・B氏について、地域移行を目標にすることで、発声できるようになったということを聞き、地域生活の意義を感じた。
- ・同じ重度訪問介護を利用していても個々で状態像が全く違い、必要なサービス（介護・医療）、障がいの重度さの違いを感じた。

質疑及び意見交換を通しての結論

- ・手待ち時間（見守り）に係る取り扱いを変更するためには、札幌市で予算措置が必要なため、関係部局と検討していく方針を共有。
- ・本庁の方に見てもらったことは成果。今後、どのような実態があったかを整理し、関係者で協力しながら、多くの方への伝え方、工夫、取り組みなどを議論していく。

3. 研修の開催

1). 『重度身体障がい者の地域生活を知る』研修について

(1). 日時：令和7年（2025年）7月9日（水） 14時30分～17時15分

(2). 会場：札幌市役所 本庁舎 12 階会議室

(3). 対象者：障がい福祉に係る札幌市の職員、相談支援業務に従事する職員、重度訪問介護業務に従事する職員

(4). プログラム

- ・オリエンテーション
- ・重度 PJ アンケート集計結果について
- ・話題提供～「障がい者の人権について」～ 医療法人稲生会 高波千代子氏より
- ・動画視聴～「Aさんの地域生活～重度身体障がい者の地域生活を見る」
- ・グループワーク～重度身体障がい者の方の地域生活について話す
- ・パネルディスカッション～重度身体障がい者の方の地域生活について聴く

(5). 研修目的

- ・重度訪問介護の非定型支給決定を含むサービス支給決定を行う行政の方々に障がいのある方の生活実態や地域生活することの意義を理解してもらう。
- ・アンケートや動画を通して、具体的な生活の例を共有し、障害福祉サービスの支給決定が生活に直結し、時間数が増えることで、重度の障がいがある方たちが当たり前の生活を送ることが可能となることを知ってもらう。
- ・重度身体障がい者の方達の生活における課題について一緒に考える。

2). 研修の成果

当日は、73 名の方々にご参加いただいた。（内訳：札幌市職員 9 名、相談支援事業所 42 名、居宅・重度訪問介護事業所 17 名、その他 5 名）

参加者の多くから、動画やパネルディスカッションを通して、重度身体障がい者の生活実態や気持ちを知ることができたとの意見が大半を占めていた。そして、ヘルパーの動きや工夫、配慮を見ることで、当たり前の生活を送ることの大変さを理解していただけた。

グループワークでは、行政、事業所の垣根を超え、テーマについてはもちろん、様々な意見交換を行い、それぞれの立場、役割、思い、現場の状況など、お互いを知る機会にもなった。

3). 残された課題

重度身体障がい者のことを知る機会を今後も継続する必要があると思われる。また、重度身体障がい者自身も自分の生活に責任を持つためにも行政、事業所等の支援者のことを理解する必要があると考え、そのような場の創設が必要だと思われる。

主催 札幌市自立支援協議会
 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチーム

研修会

**重度身体障がい者の
地域生活を知る**

重度身体障がいのある方が地域で生活することについてその実態を知り、考えるための研修です

日時 令和7年7月9日(水) 14:30～17:15 (受付14:00～)
会場 札幌市役所 12階 会議室 (札幌市中央区北1条西2丁目)

対象 定員100人

- 障がい福祉に係る札幌市の職員
- 相談支援業務に従事する職員
- 重度訪問介護業務に従事する職員

内容

- プロジェクトチームの説明
- アンケート調査の結果説明
- 講義「障がい者の人権について」
医療法人稲生会 高波千代子氏
- 重度身体障がい者の生活動画視聴
- グループワーク
- パネルディスカッション
障がい当事者および家族

お申込み



<https://forms.gle/ZRGmExxnFnhof4Pr9>
 締め切り 令和7年6月16日(月)
 ※おひとりにつき1件のフォームでお申し込みください
 ※配慮が必要な方(特に手話等)は5月末頃までに連絡をください
 ※上記方法による申し込みが難しい場合は、下記事項を記載して右の問い合わせ先にメールかFAXでお申し込みください

①氏名(フリガナ) ②所属(法人・事業所・部署) ③電話番号 ④メールアドレス(文書添付ができるもの) ⑤種別(相談・重訪・行政) ⑥勤務先がある区 ⑦配慮の有無

お問合せ

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部
 障がい福祉課 就労・相談支援担当係
 TEL: 011-211-2936
 FAX: 011-218-5181
 E-Mail: syurou-soudan@city.sapporo.jp

参加費

無料

4. 重度身体障がい者の地域生活を知ってもらうための動画作成

1). 目的

重度身体障がい者が地域で暮らす様子を多くの方に知ってもらうために、様々な生活場面を記録し動画を作成した。

2). 方法

- (1). 重度PJチームの構成員4名が担当となり、令和6(2024)年10月から令和7(2025)年1月までの4ヶ月間をかけて、地域で暮らす重度身体障がい者の地域生活を撮影・編集した。
- (2). 動画作成の詳細な方法については、重度PJチームが作成した「動画作成マニュアル」に記録した。

3). 結果

起床から就寝までの1日の流れがわかるよう、入浴・排泄・外出等の生活場面を撮影・編集し、20分間の動画が完成した。

4). 成果

- (1). 令和7年(2025年)7月9日に重度PJチームが実施した「重度身体障がい者の地域生活を知る」研修会の中で、プログラムの1つとして完成した動画を視聴してもらった。
- (2). 研修会終了後のアンケートでは、「重度身体障がい者が地域で暮らす様子を理解することができた。」等の意見を多くの参加者からいただいた。
- (3). 動画を目にした多くの方からその活用を期待する声が寄せられたため、重度PJの取り組みが終了する令和8年(2026年)5月末までに限り、動画を貸し出すことになった。
- (4). DVD化した動画のデーターは重度PJの事務局である札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課が管理することになり(重度PJ終了まで)、各区保健福祉部保健福祉課個別支援担当係長や各区部会長を窓口として、札幌市自立支援協議会の地域部会や専門部会に貸し出すことになった。
- (5) 実際には、令和7年12月に南区委託相談室が実施した南区相談室交流会の中で、15名の参加者が動画を視聴した。また令和8年1月に北区地域部会が実施した運営委員会の中で、18名の参加者が動画を視聴した。
動画を視聴した参加者からは、たくさんの感想が寄せられた。なかでも北区が独自に行った動画視聴後アンケートでは、参加者18名全てが動画視聴について「大変良かった」もしくは「良かった」と回答している。
今後は令和8年2月に西区地域部会が行う令和7年度第3回相談支援推進会議に貸し出しが行われることになり、令和8(2026)年5月末の貸し出し最終日までには延べ50名ほどがDVD化した動画を視聴する予定。
- (6) 重度PJチームが作成した動画の貸し出しは令和8(2026)年5月末をもって終了するが、同じように動画の作成を試みる際の参考になればと考え、動画作成のポイントをまとめたマニュアルを次のように作成した。

動画作成マニュアル

I. 目的

札幌市自立支援協議会に設置した「重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチーム」（令和5(2023)年6月～令和8(2026)年6月）は、令和7(2025)年7月9日に「重度身体障がい者の地域生活を知る」研修会を開催した。

本マニュアルは研修会で使用した動画作成のポイントを整理しまとめたものであり、今後同様の取り組みをする際の参考となることをマニュアル作成の目的とする。

II. 動画作成のポイント

1. 動画作成前に決めておくこと

- 1) 動画作成の目的、視聴対象者、作成担当者
- 2) 作成した動画の管理方法（DVD 若しくはデータ）と管理期間と管理担当者

2. 動画撮影前に用意するもの

- 1) 動画に出演する方と交わす「同意書」（本マニュアル別紙）

3. 撮影に使用するもの

- 1) 動画編集ソフト
- 2) ナレーション音声ソフト（必要に応じて）
- 3) BGM、SE（著作権フリーの音源から選んで使用した）
- 4) 動画および画像撮影機材（スマホおよびビデオカメラなど）
- 5) 編集機材（PC）

4. 撮影にあたっての注意事項

- 1) 通行人など同意を得た出演者以外の人物や映り込んだ車のナンバープレート等、個人情報や肖像権等に係る可能性があるものは、モザイクなどで隠す。編集ソフトにモーションキャプチャー機能がある場合、それを使うと簡単。
- 2) 動画の公開範囲にもよるが、屋外での撮影では建物・施設が特定されないよう配慮が必要（所在地等が特定されないよう配慮する）。
- 3) 撮影に動きがある場合は、視聴者が酔ってしまわないように配慮が必要（動画のブレ等に気を付ける）。

5. 動画公開の際の注意事項

- 1) 研修会等の本番で動画や音声が正常に流れない可能性があるため、公開会場で本番と同条件でのテストを行う。

6. 動画の管理と運用について

- 1) 動画には多くの個人情報が含まれるため、完成した動画データをどのように管理して

いくのか熟考を要する。

- 2) 多方面からの意見を聞き協議を重ねた結果、本プロジェクトチームが作成した動画データについては、プロジェクトの取り組みが終了する令和8年5月末までに限り、DVD化し貸し出すことになった。またDVD化した動画はプロジェクトの事務局である札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課が管理し(プロジェクト終了まで)、各区保健福祉部保健福祉課個別支援担当係長と各区部会長が窓口となって札幌市自立支援協議会の地域部会や専門部会に貸し出すことになった。

7. その他

- 1) 動画のデータ容量が大きい場合、専門知識のある方に圧縮してもらうのをお勧めする。

※作成した動画からの切り抜き写真



動画の取り扱いについての同意書

この度の撮影内容は、以下の取り扱いによって視聴等をさせていただきます。

1 動画の内容	Aさんの日常に重度訪問介護によるヘルパーの介助を常時必要とし、それによって地域生活を実現している様子。
2 動画の発行者	札幌市自立支援協議会の重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチーム
3 動画を公開する範囲	① 札幌市自立支援協議会の研修・学習会 ② 各区地域部会や専門部会が行う研修・学習会 ③ 本プロジェクト委員が所属する団体に公開
4 動画を公開する期間	令和7(2025)年7月1日～令和8(2026)年5月30日
5 公開する個人情報	撮影させていただいた動画・写真
6 第三者への提供ならびに委託の可能性	① 同意いただいた動画・写真は、札幌市自立支援協議会の活動以外には使用いたしません。 ② 動画・写真を使用する際の表示個人名はイニシャルにし、個人が特定できないようにします。 ③ 同意者のご要求によって、公式の広報媒体に掲載した動画・写真等は変更または削除させていただきます。

私は、上記内容において無償で使用することに同意します。また、肖像権や著作権などの一切の権利を主張しないことに同意します。また、撮影同意書に記載した内容について偽りがないことを保証します。

同意いただけたことを示す以下のチェック欄に「☒」・ご署名をお願いします。

チェック欄 ☐	今回、説明された上記内容について、確認・同意しました。
-----------------------------------	-----------------------------

令和7(2025)年 月 日

■氏 名

 ■住 所

 ■電 話 番 号

IV. まとめ

1. 有期の PJ において重度障がい者に関わる事業所、当事者にアンケート調査して現状の問題や課題を抽出できた。
2. その後当事者の生活を行政の方々に見ていただくため訪問し、また広く多くの人に生活状態を知ってもらうため動画を作成した。
3. 全市の行政、事業所の人を対象に研修会を開催した。その中で頂いた内容として様々な意見が寄せられたので掘り下げていくことも必要だと思われる。
4. 研修で使用した重度身体障がい者の生活動画を DVD 化。各区地域部会等に貸し出し、視聴していただく。50 名ほどの方々に視聴していただき、大変良かったとの意見を多くいただき、広く重度身体障がい者の生活実態理解につながったと思われる。
5. 重度 PJ の活動の中で、支援者だけではなく、当事者の現状、思い等を聴くことで、より内容が濃くなったため、当事者の参加は重要。
6. 重度 PJ の視察などの取組みにより、重度訪問介護の非定型の手引き改定の一助となったと思われる。
7. 重度訪問介護の非定型の手引きに重度 PJ メンバーがコラムを記載。このような活動により、重度訪問介護の非定型申請がしやすくなったとの声が上がっている。
8. 札幌市自立支援協議会の好事例集に取り上げていただけるよう取り組む。
9. 障害者プランへの提言も行った。
10. 残された課題
 - 1). 重複障がい児者、医療的ケアが必要な重度障がい児者、強度行動障害の方の検討を行うことができなかった。
 - 2). 今後も重度訪問介護の制度理解及び、重度身体障がい者の生活状況理解のために障害福祉サービス事業所職員、行政職員、障がい当事者へ向けた研修を行うことが必要。
 - 3). 重度訪問介護の非定型支給申請手続きの煩雑さへの取組み。
 - 4). 人材及び重度訪問介護サービス提供事業所の不足。
 - 5). 災害、緊急時対応への取組み。

V. さっぽろ障がい者プランへの提言

重度 PJ の取り組みから

1. 重度訪問介護に関する情報提供体制の充実

重度訪問介護は、重度の身体障がい者（重症心身障がい含む）等が地域で生活するために重要な制度である。具体的な生活状況などの事例に触れる機会が少ない各区の関係職員、相談支援事業所、重度訪問介護事業者に対し有効であった研修等の機会を通じた、制度や生活実態の理解を深める取り組みを継続されたい。

また、正確な情報を事業者が理解できていない点も散見され、情報提供を進め、その解消への働きかけも進められたい。

2. 重度訪問介護の非定型支給申請にかかる手続き等の課題の解消

重度訪問介護の非定型支給の申請手続きについて、多くの労力を要するとの指摘もみられ、特に相談支援事業所においては大きな負担となることが多かった。今回、重度PJを進める中で手引きが改訂されることで、解消された部分もあるが、引き続き札幌市における重度身体障がい者の生活を支える重要な仕組みとしてより良くしていくために、生活実態に即した手続きや支給決定のあり方を継続的に検討されたい。

3. 人材・サービス提供事業所等資源不足の解消

人材およびサービス提供事業所の不足は継続している全国的課題であるが、重度PJを通して、改めて札幌市においても重度障がい者の地域生活を支えるうえで深刻な課題の1つであることが明らかとなった。重度PJでの取り組みには至らなかったが、札幌市としてさまざまな取り組みも行われている中で、その効果について整理し、重度身体障がい者等に対する今後取り得る方策について改めて検討を進められたい。

4. 安心してその人らしい生活が送れるために

重度の身体障がい者（重症心身障がいを含む）が地域でその人らしい生活を送るためには、重度訪問介護等の十分な支給量（支援）の確保が不可欠である。令和6年（2024年）1月に重度PJで行ったアンケート調査では、災害時や緊急時の対応、医療的ケア、地域資源の不足等について、多くの不安の声が寄せられている。家族介護に依存せざるを得ないケースも見られ、親亡き後の生活不安にも繋がっている。こうした不安を解消し、一人の市民として安心して住み慣れた地域で生活が送れること、家族に頼らずとも地域で生活できることが求められており、それらの実現に向けた継続的な取り組みを期待したい。

（結び）

これらの課題については、国制度の制約を前提としつつも、指定都市として札幌市が有する裁量と責任のもと、主体的に整理・検証・対応されることを期待する。

※補足（重度PJでは取り扱わなかったが意見として見られた内容等）

- ・障害福祉サービスに関する情報について、介護保険制度に関する通知（いわゆる老振76号）が準用され、制度の趣旨と異なる対応が生じているとの指摘もあることから、札幌市として運用実態を確認し、必要な整理および正確な情報の周知を行われたい。
- ・重い障がいを持つ人がどの地域でも十分な支給を受けられるよう、国として義務的経費で保障する仕組みへの見直しが必要であり、厚生労働省への市長会提言について、今後も提言を継続されたい。
- ・重度訪問介護の支給量確保には予算が必要であるが、現行の国庫負担基準は政令指定都市の負担が大きく、支給量抑制につながっている実態があり、札幌市が整理している他の政

令指定都市との比較資料も踏まえ、現在の支給水準や運用が当事者の生活実態を十分に反映しているかについて、引き続き検証が求められる。(医療と福祉が連携するサービスなどの充実等)

【プロジェクトチームの取組み】

※令和5年9月4日～令和8年4月23日 各月1回開催

	PJ会議	アンケート調査	生活実態の視察	動画作成	研修開催	備考
R5年度 9月	第1回	・概要について				
10月	第2回	・調査目的、対象、項目の精査				
11月	第3回	・調査票作成				
12月	第4回	・調査票作成				
1月	第5回	・調査実施				
2月	第6回	・調査実施 べ切	・企画提案・意見交換			・手稲区で行った勉強会の資料や非定型支給決定ケースの共有(随時)
3月	第7回	・集約取りまとめ				
R6年度 4月	第8回	・確認、分析				
5月	第9回					
6月	第10回					令和6年度 第1回全体会
7月	第11回	【アンケートチーム】 チームにて議論の たたき台を作成		【動画チーム】 チームにて議論のたたき 台(素材動画)を撮影		
8月	第12回		・視察実施			
9月	第13回		・振り返り・意見交換	・方向性について検討		
10月	第14回		視察で確認された現状や 振り返りて出た意見も最終 的なまとめ作業に反映さ せていく	・10/8素材撮影		
11月	第15回			・編集作業		随時共有
12月	第16回					令和6年度第2回全体会
1月	第17回					
令和6年度 2月	第18回				・研修会場申込み(札幌市)	
3月	第19回	・アンケートのまとめ		・動画完成・まとめ	・研修企画	
令和7年度 4月	第20回					
5月	第21回					
6月	第22回			行政、支援者等関係者 向けの研修会	・案内文発信・参加者集計	令和7年度第1回全体会
7月	第23回				・7/9研修実施	
8月	第24回	・研修振り返り、プロジェクトチームの総括、障がい者プラン提言へ向けての議論				
9月	第25回	・プロジェクトチームの総括、障がい者プラン提言へ向けての議論				
10月	第26回	・プロジェクトチームの総括、障がい者プラン提言へ向けての議論				
11月	第27回	・プロジェクトチームの総括、障がい者プラン提言へ向けての議論～協議会全体会への報告準備				
12月	第28回	・プロジェクトチームの総括、障がい者プラン提言へ向けての議論～協議会運営会議への報告準備				令和7年度第2回全体会
1月	第29回	・プロジェクトチームの総括、障がい者プラン提言へ向けての議論～協議会運営会議からの意見の反映等あれば修正				協議会運営会議
2月	第30回	・プロジェクトチームとしての提言の最終まとめ				
3月		・協議会運営会議への報告。さっぽろ障がい者プラン所管部署へ報告(3月又は4月)				協議会運営会議
令和8年度 4月	第31回	・プロジェクトチームの総括、残された課題等について共有				
6月		令和8年度 第1回全体会の報告をもってプロジェクトチーム解散。残された課題等も報告				令和8年度第1回全体会(仮)

【プロジェクトチーム 構成員名簿（敬称略）】

分 野	所 属	氏 名
障がいサービス事業所 （通所）	特定非営利法人障がい者就労支援の会 あかり家	妻倉 ゆかり
学識経験者	北海道医療大学 看護福祉学部福祉マネジメン ト学科 講師	近藤 尚也
障がい当事者	北区地域部会 部会長	紺野 順子
相談支援事業所	相談支援事業所グリーンハイム（委託相談支援事業 所）	山田 訓義
	いにし社会福祉士/作業療法士事務所（指定相 談支援事業所）	伊西 夏恵
豊平区地域部会 兼 協会運営会議委員	特定非営利法人イコール	小熊 広道
当事者家族	北海道重症心身障害児（者）を守る会	太田 由美子
オブザーバー	認定 NPO 法人 DPI 日本会議 副議長	西村 正樹
障がいサービス事業所 （居宅）	株式会社マザー 企画広報室 室長	小谷 晴子 (R5.9～R7.4)